

公布された規則のあらまし

広島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則(規則第十一号)(人事室)

一 改正の要旨

県の執務時間を午前八時三十分から午後五時三十分までに改めた。

二 施行期日

平成十九年四月一日

規則

広島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第十一号

広島県の執務時間を定める規則の一部を改正する規則

広島県の執務時間を定める規則(平成元年広島県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓令

広島県訓令第一号

職員の勤務時間等に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。
本地方機関

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

職員の勤務時間等に関する訓令等の一部を改正する訓令

(職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正)

第一条 職員の勤務時間等に関する訓令(昭和二十七年広島県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同項ただし書中「午後零時十五分」を「午後零時」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「休憩時間若しくは休憩時間」を「若しくは休憩時間」に改める。

(職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令の一部改正)

第二条 職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令(昭和二十八年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号中「日曜日、土曜日及び休日(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第九条に規定する日)を「週休日(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)以下「条例」という。)(第三条第一項、

第四条第一項及び第五条の規定による週休日をいう。)、休日(条例第九条に規定する日(いう。))及び休日の代休日(条例第十条第一項に規定する代休日)に、「第二十二号」を「第二十五号」に、「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同条第二号中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改める。

第三条中「前条」を「前条第二号」に、「日直及び宿直の勤務」を「勤務」に、「日直にあつては休憩時間を、宿直にあつては休憩時間及び睡眠時間」を「睡眠時間」に改める。

(技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部改正)

第三条 技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令(昭和五十七年広島県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「休憩時間」を削る。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第十号)(附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる職員に係る職員の勤務時間等に関する訓令第四条の規定による勤務時間の割振り等の承認については、当分の間、なお従前の例による。

3 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号)第四条第一項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員の日直及び宿直の勤務時間については、当分の間、なお従前の例によることができる。

告示

広島県告示第二百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、三次市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があった日とする旨、三次市長から届出があった。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄			下 欄		
町名	大字名	字名	町名	大字名	字名
吉舎町	雲 通	固屋ヶ原	吉舎町	雲 通	伊坂山
		伊坂			鬼ヶ面山
		諏訪ノ森			西 平
		垣 内			伊 坂
		伊坂山			
		鬼ヶ面山			
		甲五七三の一、甲五七三の二、乙五七三、五七四の八、五七四の九、五七四の一〇、五七四の一			
		五〇一の一、五〇一の三、五〇二の二、五〇二の三、五〇二の四、五〇三の四、五〇三の五、五〇三の六、五〇四の二、五〇五の二、五一一の二			
		一〇八一、一一〇三			
		八九五			
		九三八、九六四			
		九九七の一、九九七の二			

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路水路である国有地の全部を含む。

広島県告示第二百九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称	東京都区港南一丁目六番四一 三菱レイヨン株式会社 取締役社長 鎌原 正直
申請者の住所及び氏名	大竹市御幸町二〇番一 三菱レイヨン株式会社 大竹事業所
工場又は事業場の所在地及び名称	

二 申請の内容

東第一、二排水口（雨水専用）を新設する。

1 特定施設の種類、能力及び使用の方法
変更無し

2 汚水等の処理の方法 汚水処理施設
変更無し

3 排水水の汚染状態
東第一、二排水口（雨水専用）を新設する。既存の排水口については変更無し。

事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
平成十九年三月二十二日から
平成十九年四月十一日まで

2 縦覧場所
広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課
並びに大竹市環境整備課

三 広島県告示第二百九十五号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
独立瀬戸田病院	尾道市瀬戸田町中野四〇〇	平成三十二年三月二日	更新
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家五一三番地	平成三十二年三月二日	更新

独立行政法人国立病院機構福山医療センター	福山市沖野上町四丁目一四番一七号	平成二十二年三月二日	更新
市立三次中央病院	三次市東酒屋町字敦盛五三二番地	平成二十二年三月二日	更新
府中市立府中北市民病院	府中市上下町上下二〇〇番地	平成二十二年三月二日	更新

広島県告示第二百九十六号

特別処理かき表示要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

広島県告示第二百九十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項及び第六条第一項の規定によって、検査及び注射を次のとおり実施する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

区分	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査注射の別及びその方法
結核病及びブルセラ病	牛、めん羊及び山羊の結核病及びブルセラ病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛、めん羊及び山羊であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上のもの 二種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後三か月以上のもの 前三か月以上のもの 四 前二号の牛と同一施設内で飼育しているもの その他必要と認められるもの	平成一九年四月一日から平成二〇年三月三十一日まで	一 結核病検査 1 臨床検査 2 ツベルクリン反応ただし、皮内注射法 二 ブルセラ病検査 1 急速凝集反応 2 試験管凝集反応 3 補体結合反応
馬伝染性貧血	馬伝染性貧血撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する馬及び乗用馬であつて家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	二 臨床検査 寒天ゲル内沈降反応検査
高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている鶏であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	二 ウイルス分離 血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)
ヨネ病	ヨネ病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている次の各号に該当する牛であつて、家畜保健衛生所長の指定するもの 一 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛で生後六か月以上のもの	同右	一 臨床検査 細菌検査 三 ヨネ病検査 四 補体結合反応

特別処理かき表示要綱の一部を改正する告示
特別処理かき表示要綱(昭和三十五年広島県告示第四十六号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項中「第五条」を「第二十一条」に改める。
第四条第二項第四号及び第四項中「広島県保健環境センター」を「広島県立総合技術研究所」に改める。

別記様式第二号中「昭和」を「平成」に、「殿」を「様」に改める。

別記様式第三号中「昭和」を「平成」に改める。

別記様式第四号中「昭和」を「平成」に、「殿」を「様」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

牛海綿状脳症	牛海綿状脳症の摘発及び清浄性の確認のため	県下全域	二 一種付の用に供し、又は供する目的で飼育されている生後六か月以上の雄牛 三 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛 四 その他必要と認められるもの	五 酵素免疫測定法 (エライザ法)
家きんサルモネラ感染症	家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている種鶏	急速凝集反応検査
腐そ病	腐そ病撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されているみつばちであって家畜保健衛生所の指定するもの	二 肉眼的検査 一 細菌学的検査
牛伝染性鼻気管炎	牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため	県下全域(ただし、社団法人広島県家畜産物衛生指導協会が自主的防疫措置により実施する区域を除く)	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	筋肉内注射
炭疽	炭疽の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	皮下注射
牛流行熱	牛流行熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	筋肉内注射
オーエスキー病	オーエスキー病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	一 臨床検査 二 ラテックス凝集反応検査 三 酵素免疫測定法 (エライザ法)
イバラキ病	イバラキ病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査
牛流行熱	牛流行熱の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査
ブルータング	ブルータングの発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査
アカバネ病	アカバネ病の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査
アイノウイルス感染症	アイノウイルス感染症の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査
伝染性胃腸炎	伝染性胃腸炎の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査
流行性脳炎	流行性脳炎の発生予防のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって家畜保健衛生所の指定するもの	血清学的検査

豚繁殖・呼吸障害 症候群	豚繁殖・呼吸障害 の発生を 防止するため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
豚流行性下痢	豚流行性下痢の発生を防止するため	県下全域	実施する区域内で飼育されている豚であって家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	血清学的検査
牛白血病	牛白血病の撲滅のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている牛であって家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	寒天ゲル内沈降反応検査
伝達性海綿状脳症 (めん羊、山羊)	感染めん羊、山羊の摘発及び清浄性の確認のため	県下全域	実施する区域内で飼育されているめん羊、山羊であって家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	酵素抗体法(エライザ法)
山羊関節炎・脳脊髄炎	感染めん羊、山羊の摘発及び清浄性の確認のため	県下全域	実施する区域内で飼育されているめん羊、山羊であって家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	寒天ゲル内沈降反応検査
ウエストナイルウイルス感染症	ウエストナイルウイルス感染症の清浄性の確認のため	県下全域	実施する区域内で飼育されている家畜の農場であって家畜保健衛生所長の指定するもの	同右	PCR検査

広島県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
県道
- 二 路線名
音戸倉橋線
- 三 道路の区域

区 間	新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	旧			
呉市音戸町田原二丁目二四〇二番一 地先から 音戸倉橋線 二丁目二四〇四番一 地先まで	新	一八・五〇〇	一九・〇〇	拡張
	旧	二四・〇〇〇	一九・〇〇	

広島県告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 道路の種類
一般国道
- 二 路線名
一九一号
- 三 道路の区域

区 間	新旧別の敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	新	旧		
山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐平五八番一地从先から 山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐平五八番一地从先まで	二〇・〇〇〇	九・〇〇〇	五二・〇〇	
	二五・〇〇〇	〇・〇〇〇	五二・〇〇	拡張

広島県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	江田島市江田島町小用一丁目七三六四番一地从先から 江田島市江田島町小用一丁目七二五七番一地从先まで 江田島市江田島町小用一丁目七八二四番二〇地从先から 江田島市江田島町小用一丁目七九四八番五地从先まで	平成十九年三月二五日

広島県告示第三百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道音戸倉橋線	呉市音戸町田原一丁目四〇二番一地从先から 呉市音戸町田原一丁目四〇四番一地从先まで	平成十九年三月二二日

広島県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県北地域事務所建設局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一九一号	山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐平五八番一地从先から 山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐平五八番一地从先まで	平成十九年三月二二日

広島県告示第三百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町大串字長道二九番一地从先から 豊田郡大崎上島町大串字長道五番一地从先まで	平成十九年三月二二日

広島県告示第三百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年四月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	庄原市高野町下門田字火室一四二番六地从先から 庄原市高野町下門田字中井枋一五九番一地从先まで	平成十九年三月二二日

広島県告示第三百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上平原町一九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成十三年一月十五日広島県告示第五十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱一号及び一号と同一とする。

郡市	町	地番	標柱番号
呉市	上平原町	二二八番五	標柱一号
		二二六番地先道路敷	標柱二号から標柱四号まで
		二二四番地先道路敷	標柱五号
		二二三番	標柱六号
		一九八番一	標柱七号
		二二八番五	標柱八号
		二二八番六	標柱九号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

皆美三八九七地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十四年三月二十日広島県告示第二百二十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線に存するものとし、標柱二号は告示で指定した土地に存する標柱五号と同一とする。

郡市	町	地番	標柱番号
呉市	仁方皆実町	三八六四番一	標柱一号
		六四四番一	標柱二号
		三八七七番	標柱三号
		六四五番一	標柱四号
		六四四番六	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

蚊無地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	大字	字	地番	標柱番号	
東広島市	安芸津町	三津	蚊無	二八五番地先道路敷	標柱一号	
				二八三番一	標柱二号	
				二七八番一	標柱三号及び四号	
				一一二四番	標柱五号	
				一一一三番	標柱六号及び七号	
				一一〇九番	標柱八号	
			蚊無奥	一一二四番	標柱九号	
				一一〇七番	標柱一〇号及び一一号	
				堂之前	二三四番一	標柱一二号
					二二三番一	標柱一三号
					二三八番地先道路敷	標柱一四号
				二六〇番地先道路敷	標柱一五号	
			二六四番一地先道路敷	標柱一六号		
			蚊無	二七二番	標柱一七号	
				二七七番地先道路敷	標柱一八号	

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大楡地区 (追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を昭和五十年三月二十五日広島県告示第二百九十四号 (以下「告示A」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を昭和五十八年七月十八日広島県告示第七百二十九号 (以下「告示B」という。) で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を県道に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、告示Bで指定した範囲は除くこととし、標柱二号は告示Aで指定した土地に存する標柱五号と同一とし、標柱三号は告示Aで指定した土地に存する標柱三号及び告示Bで指定した土地に存する標柱六号と同一とし、標柱七号及び八号は告示Bで指定した土地に存する標柱七号及び三号と同一とする。

郡市	町	大字	字	地番	標柱番号
豊田郡	大崎上島町	木江	大楡	五一七八番一 地先県道敷	標柱一号
				五一七八番二 三	標柱二号
				二八九番	標柱三号から五号まで
				二八一番四	標柱六号及び七号
				五一七八番五	標柱八号
				五一七八番五 地先県道敷	標柱九号
				二八一番二 地先県道敷	標柱一〇号
				五一七八番二 地先県道敷	標柱一一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
川谷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	大字	字	地番	標柱番号
三原市	本郷町	上北方	川谷	四〇九番一	標柱一号
				四一〇番一 地先道路敷	標柱二号

道遊	天神	土迫	天神	川谷	土迫	川谷	天神沖	梅本	法花行	宇治名	梅本	梅本	天神	土迫	川谷	土迫	川谷	天神	
一〇七〇番	標柱三号	一〇七二番二	標柱四号	四二三番二	標柱五号及び九号	四二一番一	標柱六号及び八号	四二〇番	標柱七号	一〇七五番一	標柱一〇号から一二号まで	一〇七八番一	標柱一五号及び一六号	一〇七九番	標柱一四号	一〇八〇番	標柱一三号	一〇七九番一	標柱一四号

道遊	天神	土迫	天神	川谷	土迫	川谷	天神沖	梅本	法花行	宇治名	梅本	梅本	天神	土迫	川谷	土迫	川谷	天神	
一〇七〇番	標柱三号	一〇七二番二	標柱四号	四二三番二	標柱五号及び九号	四二一番一	標柱六号及び八号	四二〇番	標柱七号	一〇七五番一	標柱一〇号から一二号まで	一〇七八番一	標柱一五号及び一六号	一〇七九番	標柱一四号	一〇八〇番	標柱一三号	一〇七九番一	標柱一四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上丁分甲地区 (追加)

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成十四年十二月五日広島県告示第千二百四十号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱三号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

福山市	東深津町五丁目	地番	標柱番号
		三〇六八番	標柱一号
		三〇六九番	標柱二号及び三号
		三〇四五番	標柱四号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 中所中地区
 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町	字	地番	標柱番号
三次市	三次町	中所	八四〇番一	標柱一号
			三八四番	標柱二号
			三九一番	標柱三号から五号まで
			甲四〇一番	標柱六号
			四二二番	標柱七号及び八号
			一〇三三番一	標柱九号
			九七〇番一 地先国道敷	標柱一〇号
			九四〇番二 地先国道敷	標柱一一号
			九四三番一	標柱一二号
			九五八番一 地先道路敷	標柱一三号
			九五五番	標柱一四号
			九五七番一 地先道路敷	標柱一五号
			九五四番五	標柱一六号

広島県告示第三百六号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定によって、平成十五年広島県告示第四百六号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成十九年三月二十二日
 広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称
 府中市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 備後圏都市計画道路事業三・六・一〇七号府中駅元町線
 三 事業施行期間
 平成十五年三月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 なし

広島県告示第三百七号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定によって、平成十年広島県告示第六百十号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 平成十九年三月二十二日
 広島県知事 藤田雄山

一 施行者の名称
 三次市
 二 都市計画事業の種類及び名称
 三次圏都市計画道路事業三・四・一一六号大内願方地線及び三・四・一一七号上原願方地線
 三 事業施行期間
 平成十年五月二十一日から平成二十五年三月三十一日まで
 四 事業地
 収用の部分
 変更なし
 使用の部分
 なし

広島県告示第三百八号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定によって、安芸太田町の特定環境保全公共下水道工事を次のとおり完了する。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

公共下水道の名称 安芸太田町特定環境保全公共下水道	工事の区域又は区間 加計浄化センター 山県郡安芸太田町大字加計字香草地内	工事の内容 終末処理場の新設	工事の完了の日 平成十九年三月二十三日
	加計汚水幹線 山県郡安芸太田町大字加計字神田三四九四番一	幹線管渠の新設	

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人うたしの会	代表者の氏名 山田 トモ	主たる事務所の所在地 広島県広島市佐伯区坪井三丁目八三四番地	定款に記載された目的 この法人は、高齢化に向けて健康維持・健康改善を目指している人々に対し、健康の維持改善・増進に関する指導と支援を行い、もってそれぞれの健やかな生活と人の交流を築き、福祉の増進と地域社会づくりに寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成十九年三月二十三日
--------------------------------	-----------------	-----------------------------------	--	--------------------------

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第六条第二項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称
新市ショッピングタウン
 - 2 所在地
福山市新市町戸手六六一
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
(変更前) 三百十三台
(変更後) 二百八十五台
- 三 変更する日
平成十九年十一月七日
- 四 変更する理由
飲食店を設置するため
- 五 届出年月日
平成十九年三月六日
- 六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - 1 縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)(平成十九年三月三十一日まで)
 - 2 縦覧期間
福山市経済環境局経済部商工課(福山市東桜町三番五号)
 - 3 縦覧のできる時間帯
平成十九年三月二十二日から平成十九年七月二十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
 - 4 縦覧のできる時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 七 意見書の提出
法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十九年七月二十三日
- 2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (平成十九年三月三十一日まで)
福山市経済環境局経済部商工課 (平成十九年四月一日から)

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定によって、大規模
小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

府中ショッピングセンター

2 所在地

府中市府川町字六反田一八六番地の一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号)
府中市総務部商工観光課 (府中市府川町三二五)

2 縦覧期間

平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二十三日まで。ただし、土曜日、日曜日
及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定によって、大規模
小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

(仮称) ニトリ福山店

2 所在地

福山市明神町二丁目七七一番一外

二 県の通知の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧できる時間帯

一 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一〇番五二号) (平成
十九年三月三十一日まで)
福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号)

平成十九年三月二十二日から平成十九年四月二十三日まで。ただし、土曜日、日曜日
及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 縦覧のできる時間帯

三次市君田町所在の双三北部地区 (御所原区域) 県営土地改良事業 (農業用道路整備事業)
の工事が平成十八年十二月十一日完了した。
平成十九年三月二十二日

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定によって、呉市から、川尻
都市計画臨港地区川尻港臨港地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの
送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市部都
市事業局都市企画室において縦覧に供する。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関
する工事の完了について、次のとおり公告する。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

廿日市市深江三丁目二八八五番一の一部、二八八五番二、二八八五番三、二八八五番四
の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区国泰寺町二丁目四番七号
株式会社トータテ

代表取締役 川西 祐二

代表取締役 川西 祐二

広島港宇品内港地区教育施設用地を平成十九年三月二十六日以降次のとおり分譲する。
平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 対象地

1 位置

広島市南区宇品西五丁目

2 範囲

別紙平面図のとおり

3 面積

一万八千五百・〇一平方メートル

二 分譲代金の支払方法

1 譲渡（売買代金の一括払い）

2 譲渡（売買代金の延納払い）

3 買取条件付事業用定期借地（借地期間終了後の買取りを条件にした貸付け）

4 事業用定期借地契約（十年以上二十年以下での貸付け）

三 分譲価格（参考価格）

1 売買価格

十八億六千八百五十万千円

2 賃料

年額四千六百七十一万二千五百二十六円

四 分譲の相手方

1 土地利用形態

教育施設用地

2 分譲対象者

広島港宇品内港地区において、教育施設を設置する意思及び資力を有する者

五 申込方法

1 譲受（借受）申請書に次の書類を各二部（一部は写し可）添えて申し込むこと。

(一) 印鑑証明書

(二) 住民票の写し又は記載事項証明書（個人による申込みの場合のみ）

(三) 定款又は寄附行為の写し（法人による申込みの場合のみ）

(四) 会社概要又は会社案内（正規の従業員数が記載されたもの）

(五) 法人登記事項証明書

(六) 営業報告書又は財務諸表の直近三期分

(七) 県税について滞納がないことの証明

(八) 事業計画書（分譲地における土地利用計画図〔縮尺が三百分の一から千分の一までのもの〕）

(九) 資金計画書

(十) 融資証明（県が必要に応じ提出を求める場合がある）

(十一) 申請内容に関する問い合わせ先

(十二) 売買代金延納申請書（売買代金の延納払いの場合のみ）

(十三) 連帯保証人届出書（買取条件付事業用定期借地又は事業用定期借地の場合のみ）

2 申込受付期間

平成十九年三月二十六日（月）から平成十九年四月二十五日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時までの間、随時受け付ける。

申込みがない場合は、申込受付期間終了後も随時申込みを受け付ける。

3 書類の提出先及び提出方法

(一) 書類の提出先

広島市中区基町一〇番五二号

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ（広島県庁舎北館五階）

(二) 書類の提出方法

原則として持参すること。

六 問い合わせ先

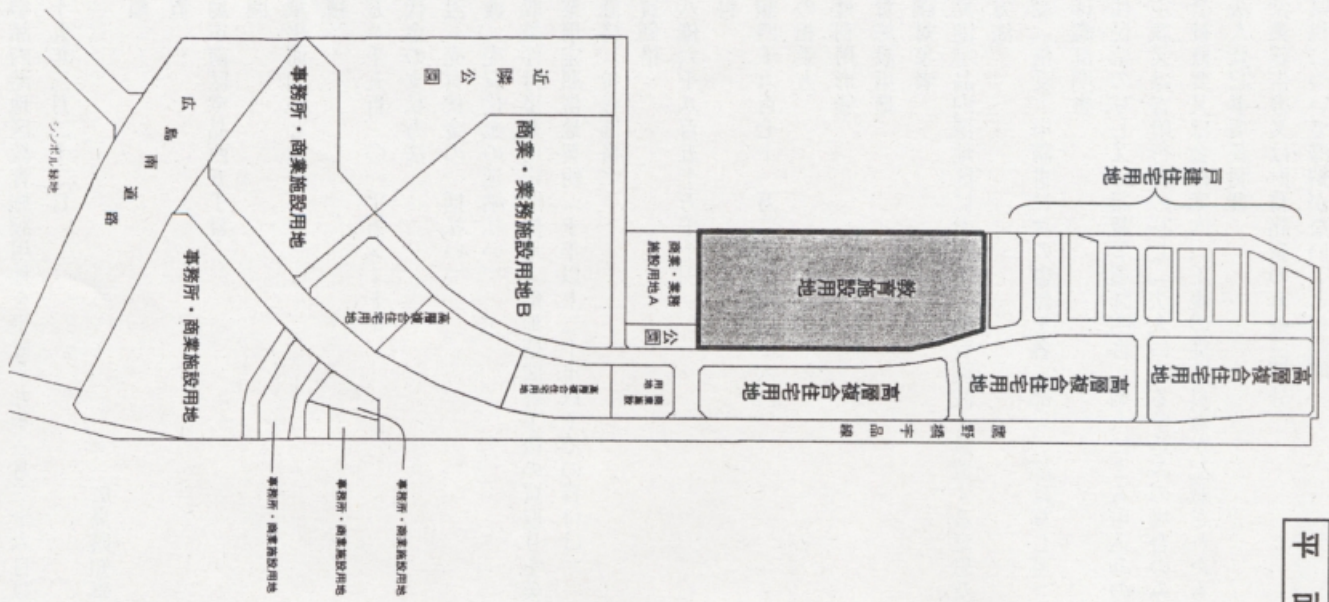
広島市中区基町一〇番五二号

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ（電話一〇八二二三四二二八五）

広島市中区基町一〇番五二号

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ（電話一〇八二二三四二二八五）

二二八五



平面図

広島港宇品内港地区商業・業務施設用地を平成十九年三月二十六日以降次のとおり分譲する。
 平成十九年三月二十二日

広島県知事 藤田雄山

一 対象地
 1 位置
 広島市南区宇品西五丁目及び六丁目

2 範囲
 別紙平面図のとおり

3 面積
 (一) A区画
 三千五百八十八・六〇平方メートル
 (二) B区画
 二万二千・〇六平方メートル

二 分譲代金の支払方法
 1 譲渡(売買代金の一括払い)
 2 譲渡(売買代金の延納払い)
 3 買取条件付事業用定期借地(借地期間終了後の買取りを条件にした貸付け)
 4 事業用定期借地契約(十年以上二十年以下の貸付け)

三 売買価格(参考価格)
 1 土地価格
 (一) A区画
 五億五千二百六十四万四千四百円
 (二) B区画
 二十八億六千万七千八百円

2 賃料
 (一) A区画
 年額千八百四万九千九百四十四円
 (二) B区画
 年額九千三百三十二万六千二百六十四円

四 分譲の相手方
 1 土地利用形態
 商業・業務施設用地

2 分譲対象者

広島港宇品内港地区において、商業・業務施設を設置する意思及び資力を有する者

五 申込方法

1 譲受(借受)申請書に次の書類を各二部(一部は写し可)添えて申し込むこと。

印鑑証明書

(一) 住民票の写し又は記載事項証明書(個人による申込みの場合のみ)

(二) 定款又は寄附行為の写し(法人による申込みの場合のみ)

(三) 会社概要又は会社案内(正規の従業員数が記載されたもの)

(四) 法人登記事項証明書

(五) 営業報告書又は財務諸表の直近三期分

(六) 県税について滞納がないことの証明

(七) 事業計画書(分譲地における土地利用計画図(縮尺が三百分の一から千分の一までのもの))

(八) 資金計画書

(九) 融資証明(県が必要に応じ提出を求める場合がある)

(十) 申請内容に関する問い合わせ先

(十一) 売買代金延納申請書(売買代金の延納払いの場合のみ)

(十二) 連帯保証人届出書(買取条件付事業用定期借地又は事業用定期借地の場合のみ)

2 申込受付期間

平成十九年三月二十六日(月)から平成十九年四月二十五日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時までの間、随時受け付ける。

※ 申込みがない場合は、申込受付期間終了後も随時申込みを受け付ける。

3 書類の提出先及び提出方法

(一) 書類の提出先

広島市中区基町一〇番五二号

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ(広島県庁舎北館五階)

(二) 書類の提出方法

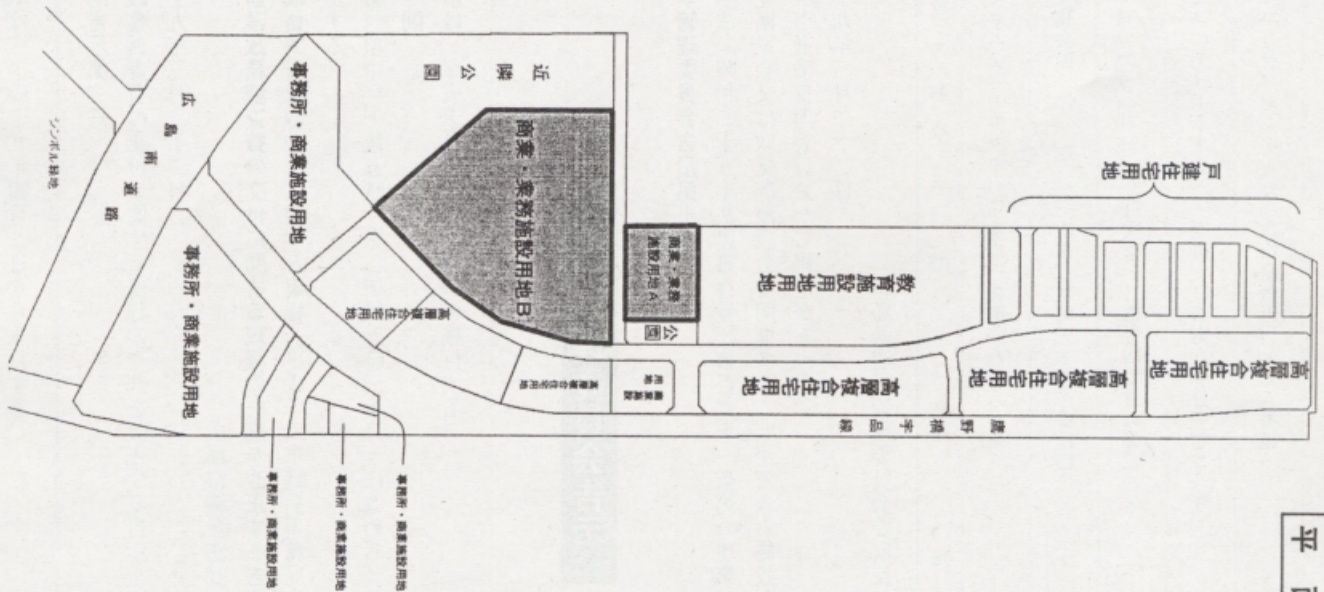
原則として持参すること。

六 問い合わせ先

広島市中区基町一〇番五二号

広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室分譲促進グループ(電話(〇八二)二二四一)

二二八五)



平面図

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定によって、届出があった。

平成十九年三月二十二日

広島県広島地域事務所長 山本敏昭

事業主体	地区名	事業名	換地処分年月日
大竹市	谷和	区画整理事業	平成十九年三月七日

清算法人呉市広町第三区域土地改良区から次の清算人が就任した旨の届出があった。

平成十九年三月二十二日

広島県呉地域事務所長 米家隆

(就任清算人)

氏名	住 所
矢口一美	呉市広大新開二丁目一四番一五号
寄本林之助	呉市広白石三丁目六番一〇号

議会議務局告示

議会議務局告示第二号

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県議会議長 新田篤実

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成十七年議会議務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「午後五時」を「午後五時三十分」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

議会議務局告示第三号

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十二日

広島県議会議長 新田篤実

広島県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

広島県政務調査費の交付に関する規程（平成十六年議会議務局告示第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「午後五時」を「午後五時三十分」に改める。

附則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、三次市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年三月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三次コミュニティセンター	三次市三次町一八二八番地五	平成十九年一月二日
三次市文化会館	三次市三次町一六九一番地四	平成十九年一月二日
十日市コミュニティセンタ	三次市十日市中四丁目六番一八号	平成十九年一月二日
中原コミュニティホーム	三次市十日市南六丁目一七番八号	平成十九年一月二日
八次コミュニティセンター	三次市島敷町一七二番地一	平成十九年一月二日

酒屋コミュニティセンター	三次市西酒屋町二八一番地三	平成一九年一月二日
清河コミュニティセンター	三次市清河町五八二番地一	平成一九年一月二日
河内コミュニティセンター	三次市小文町一八二番地一	平成一九年一月二日
粟屋コミュニティセンター	三次市粟屋町二三二〇番地一	平成一九年一月二日
神杉コミュニティセンター	三次市高杉町一六九〇番地	平成一九年一月二日
田幸コミュニティセンター	三次市大田幸町三四二番地五	平成一九年一月二日
和田コミュニティセンター	三次市向江田町三三五八番地一	平成一九年一月二日
川地コミュニティセンター	三次市下志和地町六六三番地八	平成一九年一月二日
川西コミュニティセンター	三次市三若町二五五一番地一	平成一九年一月二日
吉舎生涯学習センター	三次市吉舎町吉舎七一八番地一	平成一九年一月二日
安田コミュニティセンター	三次市吉舎町安田一七二二番地	平成一九年一月二日
中四宇コミュニティセンター	三次市吉舎町三五六一番地	平成一九年一月二日
敷地コミュニティセンター	三次市吉舎町敷地一八〇七番地	平成一九年一月二日
三良坂コミュニティセンター	三次市三良坂町三良坂二八二五番地	平成一九年一月二日
仁賀コミュニティセンター	三次市三良坂町仁賀一〇五一番地一	平成一九年一月二日
灰塚コミュニティセンター	三次市三良坂町灰塚三七番地九	平成一九年一月二日
田利自治交流センター	三次市三良坂町田利三三三六番地	平成一九年一月二日
長田多目的研修施設	三次市三良坂町長田八九三番地五	平成一九年一月二日
みわ文化センター	三次市三和町上板木五〇四番地	平成一九年一月二日

上山コミュニティセンター	三次市三和町上巻二〇九番地	平成一九年一月二日
敷名コミュニティセンター	三次市三和町敷名四四七番地一	平成一九年一月二日
甲奴老人福祉センター	三次市甲奴町西野五九三番地	平成一九年一月二日
甲奴コミュニティセンター	三次市甲奴町西野七四番地	平成一九年一月二日
上川コミュニティセンター	三次市甲奴町拔湯三七番地	平成一九年一月二日
小童コミュニティセンター	三次市甲奴町小童三〇二九番地一	平成一九年一月二日
宇賀コミュニティセンター	三次市甲奴町宇賀二二七番地一	平成一九年一月二日
有田・福田構造改善センタ	三次市甲奴町福田一六六番地一	平成一九年一月二日
梶田ふれあい会館	三次市甲奴町梶田二二〇番地一	平成一九年一月二日

広島県選挙管理委員会告示第二十号
 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、三次市選挙管理委員会から報告があった。
 平成十九年三月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定	施 設	変 更 後
名 称	所 在 地	変 更 後
和知コミュニティセンター	三次市和知町二二四番地	三次市和知町二二九五番地一
檀田林業文化センター	三次市君田町檀田七一八番地八	三次市君田町檀田七一八番地一
作木山村開発センター 集会所	三次市作木町下作木六七四番地	作木山村開発センター
下地区自治交流センター 「めんがめ」	三次市作木町大津一四〇番地一	下地区自治交流センター

上地区自治交流センター「ポテンシャル」	三次市作木町香淀二四七番地一	名称	上地区自治交流センター
敷地体育館	三次市吉舎町敷地一八九番地	名称	吉舎敷地体育館
岡田ふれあいセンター	三次市三良坂町岡田二五八番地一	所在地	三次市三良坂町岡田二二八番地
下板木コミュニティセンター	三次市三和町羽出庭三〇四五番地	所在地	三次市三和町下板木一番地一

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、三次市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年三月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

施設の名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
石原公会堂	三次市石原町三九〇番地の三	平成一九年一月二日
海渡公会堂	三次市海渡町四五九番地の一	平成一九年一月二日
南畑敷会館	三次市南畑敷町一一九番地五	平成一九年一月二日
上川立老人集会所	三次市上川立町二二六五番地の一	平成一九年一月二日
穴笠会館	三次市穴笠町二八一番地の八	平成一九年一月二日
中原コミュニティセンター	三次市十日市南七丁目七番五三三号	平成一九年一月二日
向江田下中集会所	三次市向江田町七三二番地の六	平成一九年一月二日
伊賀和志多目的集会所	三次市作木町伊賀和志二二六番地三	平成一九年一月二日

岡三刈老人集会所	三次市作木町岡三刈一番地六	平成一九年一月二日
西野多目的集会所	三次市作木町西野二二五番地一	平成一九年一月二日
大山老人集会所	三次市作木町大山四三三番地二	平成一九年一月二日
峠上老人集会所	三次市作木町香淀一一五九番地一	平成一九年一月二日
門田老人集会所	三次市作木町門田五四三番地三	平成一九年一月二日
柳原集会所	三次市作木町伊賀和志三〇八番地四	平成一九年一月二日
港集会所	三次市作木町下作木一六三五番地	平成一九年一月二日
下作木構造改善センター	三次市作木町下作木一〇七七番地二	平成一九年一月二日
高丸集会所	三次市作木町香淀一番地一一二	平成一九年一月二日
川毛集会所	三次市作木町香淀八九五番地五	平成一九年一月二日
北部老人集会所	三次市作木町光守二二一番地一	平成一九年一月二日
唐香集会所	三次市作木町香淀一〇二九番地五	平成一九年一月二日
上作木構造改善センター	三次市作木町上作木二七一番地二	平成一九年一月二日
大津コミュニティセンター	三次市作木町大津二八四番地七	平成一九年一月二日
森山集会所	三次市作木町森山中一〇二三番地一	平成一九年一月二日
峠下集会所	三次市作木町香淀五九三番地一	平成一九年一月二日
作木ふるさと活性化センター I集会所	三次市作木町下作木一五三七番地	平成一九年一月二日
下作木下集会所	三次市作木町下作木一五二三番地	平成一九年一月二日
三次市三良坂支所会議室	三次市三良坂町三良坂二一〇〇番地	平成一九年一月二日

三和山村開発センター	三次市三和町上板木五九二番地	平成一九年一月二日
上山四区自治会館	三次市三和町上巻四五九五番地三	平成一九年一月二日
上敷名老人集会所	三次市三和町敷名一〇七五番地	平成一九年一月二日
下敷名老人集会所	三次市三和町敷名二二〇九番地一	平成一九年一月二日
大力谷老人集会所	三次市三和町大力谷四八八番地四	平成一九年一月二日
下羽出庭地区農林研修センター	三次市三和町羽出庭三一九番地	平成一九年一月二日
成広谷転作促進センター	三次市三和町羽出庭六七一番地	平成一九年一月二日
上山一区多目的研修集会所	三次市三和町上巻二二〇〇番地一	平成一九年一月二日
上山三区集会所	三次市三和町上巻二八一一番地一	平成一九年一月二日
コミュニケーションホーム福田集会所	三次市三和町福田四四四番地二	平成一九年一月二日
敷名消防会館	三次市三和町敷名四七九一番地一	平成一九年一月二日
下板木老人集会所	三次市三和町下板木七二五番地一	平成一九年一月二日
三和下板木体育館	三次市三和町下板木二二番地一	平成一九年一月二日

広島県選挙管理委員会告示第二十二号
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。
 平成十九年三月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

種類	指 定		所在地	変更事項	変更後
	名 称	所 在 地			
病院	医療法人社団島谷	福山市曙町四丁目二三番二五号	福山市新涯町二丁目五番八号		

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成十九年三月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

一 平成十六年広島県選挙管理委員会告示第八十二号別冊(政治団体の収支報告書の要旨(平成十五年分))中、平成十六年三月三十日提出の「民主党広島県第2区総支部」の平成十五年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前		訂 正 後		訂正願受理年月日
	収入・支出の総額 収入総額 支出総額 (本年の収入額)	収入の内訳	収入・支出の総額 収入総額 支出総額 (本年の収入額)	収入の内訳	
民主党広島県第2区総支部	10,848,411円 10,212,285円 8,249,195円	収入の内訳 10,212,285円	11,068,411円 10,432,285円 8,469,195円	収入の内訳 借入金 松本 大輔 220,000円 220,000円	平成一九年 二月一六日
	8,249,195円 2,158,862円 661,600円	支出の内訳 経理経費 事務所費	8,469,195円 2,378,862円 881,600円	支出の内訳 経理経費 事務所費	

二 平成十六年広島県選挙管理委員会告示第八十二号別冊(政治団体の収支報告書の要旨(平成十五年分))中、平成十六年二月十日提出の「公明党広島第五総支部」の平成十五年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
公明党広島第五総支部	個人からの寄付 8,536,500円	個人からの寄付 兼 森 邦雄 8,536,500円	平成一九年二月二六日
	その他の寄付 8,536,500円	その他の寄付 8,426,500円	

人事委員会告示

広島県人事委員会告示第一号
 平成十七年広島県人事委員会告示第一号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報報）の一部を次のように改正し、平成十九年四月一日以後に合格を発表する試験から適用する。
 平成十九年三月二十二日

表を次のように改める。

広島県人事委員会
 委員長 丸 山 明

試験の名称	開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
職員採用短大卒業程度試験	第一次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果 第二次試験受験者の順位及び不合格基準を設けている試験種目の判定結果	第一次試験の不合格者は第一次試験の合格発表日から、第二次試験の合格者及び不合格者は第二次試験の合格発表日から一か月間	「行政情報」コーナー
職員採用短大卒業程度試験	第一次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果 第二次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	同	同

職員採用短大卒業程度試験	警察官採用試験	職員採用選考試験	同	同
受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	第一次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果 第二次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果 第三次試験受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	第一次試験受験者（第二次試験を実施しない選考試験については受験者）の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに不合格基準を設けている試験種目の判定結果	合格発表日から一か月間	同

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第25号
 次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
 平成19年3月22日

広島県公安委員会
 委員長 高 須 司 登

ページ	段	行	誤	正
—	上	後ろから五	市町土地十画	市町都土地十画

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P1476	告示の日(平成19年3月22日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRスーパードワンM T A	株式会社三洋物産 代表取締役 全沢 要 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番21号)	左 同
6P1484	同 上	同 上	CRスーパードワンM T C	同 上	左 同
7P0022	同 上	同 上	CRスーパードワンS A D	同 上	左 同
7P0025	同 上	同 上	CRスーパードワンM T E	同 上	左 同
6P1481	同 上	同 上	CR義経物語 R K	株式会社サンセイアール フロントアイ 代表取締役 梅村 善孝 (愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
6P1485	同 上	同 上	CR義経物語 Q K W	同 上	左 同
7P0055	同 上	同 上	CR奮き狼	大和工業株式会社 代表取締役 重光 進 (愛知県名古屋市中区昭和区曙町三丁目4番地の5)	左 同
7P0151	同 上	同 上	CRぱちんこ必殺仕事人 X R 65 T F 7	京楽産業株式会社 代表取締役 櫻本 善紀 (愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号)	左 同

正 誤

平成十九年三月十二日付け広島県報(定期)第十九号に登載の目次の一部を次のように訂正した。